小樽市の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和6年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 106,507	千円 61,956,358	千円 1,284,840	千円 9,034,315	% 14.6	% 14.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B		
5年度	人 1,049	千円 3,823,364	千円 1,497,797	千円 699,226	千円 6,020,387	千円 5,739	千円 6,361

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数については、令和５年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員及び暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

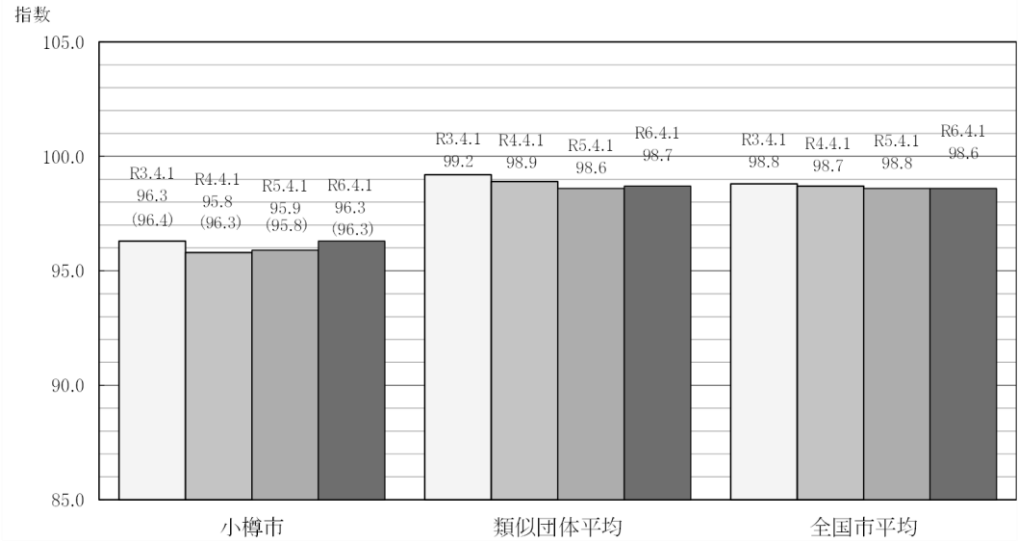

(注)1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を１００として計算した指数。
2　()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
3　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に到達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※　令和６年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③１００を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

〔 (実施) 未実施 〕

実施内容

（給料表の改定実施時期） 平成２７年４月１日

（内容） 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。
激変緩和のため、国と同様に３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容

（支給割合） 国の基準と同様とする。

支給対象地域	国基準	小樽市
医師・歯科医師	16 %	16 %
東京都特別区勤務の職員	20 %	20 %
札幌市内勤務の職員	3 %	3 %

（実施時期） 平成２７年４月１日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成２８年度以降は下表のとおり。

支給対象地域	平成２６年度の支給割合	平成２７年度の支給割合		平成２８年度の支給割合	平成２９年度の支給割合	平成３０年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和２年度の支給割合	令和３年度の支給割合	令和４年度の支給割合	令和５年度の支給割合	令和６年度の支給割合
		４月１日時点	遡及改定後									
医師・歯科医師	15 %	15 %	15.5 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %
東京都特別区勤務の職員	18 %	18 %	18.5 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %
札幌市内勤務の職員	― %	― %	― %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %

※ 札幌市内勤務の職員への支給は、平成28年4月1日より実施

③ その他の見直し内容

(5) 特記事項

特別職等の給料月額において、平成３０年度当初は、市長は１５％、副市長は９％、教育長は６．５％減額しており、平成３０年１１月から市長２５％、平成３１年１月から副市長１５％、教育長１０％に変更しておりましたが、令和６年４月から市長１０％、副市長６％、教育長３．５％に変更しており、これを基礎として計算される手当にも反映しています。
また、期末手当については、令和５年度から独自削減を廃止し、支給率は一般職の期末勤勉手当の支給率と同率としており令和６年度の支給率は、年間４．６０か月としています。

一般職においては、平成１６年度から段階的に給料月額の独自削減を実施し、医師以外の職員について、平成２６年度は職務の級に応じて１．５％から２．５％の独自削減を行い、平成２７年度に独自削減を解消しました。また、給料月額を基礎として計算される手当（退職手当を除く）にも独自削減を反映していたところです。管理職手当についても、平成９年１０月から一部削減しており、平成２６年度は部長職と次長職は６．５％、課長職は４．０％を本来の額から減額し、平成２７年度に削減を解消しました。特殊勤務手当は平成１９年度から大幅に見直し７７種類から２１種類へ削減しましたが、医師確保の観点から平成２２年度より３０種類としたほか、看護師等に支給される特殊勤務手当について、平成３０年４月から勤務１回当たりの支給額を増額しました。令和２年度に新設した新型コロナウイルス感染症対策に従事した場合の特殊勤務手当については、令和５年１０月１日に廃止しました。

期末勤勉手当について、令和６年度は支給率を年間４．６０か月としています。

２ 一般行政職給料表の状況（６年４月１日現在）

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（６年４月１日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
小樽市	42.3 歳	308,127 円	367,191 円	342,412 円
北海道	42.5 歳	318,800 円	386,694 円	360,806 円
国	42.1 歳	323,823 円	－ 円	405,378 円
類似団体	42.1 歳	316,955 円	406,373 円	367,288 円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A／B
小樽市	54.2 歳	56 人	297,413 円	321,001 円	314,248 円		歳	円	
うち運転手	59.6 歳	3 人	371,433 円	417,563 円	413,069 円	自家用乗用自動車運転者	59.2 歳	207,500 円	2.0
うち用務員	60.5 歳	7 人	283,043 円	297,942 円	289,548 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.2
うち清掃作業員	53.3 歳	11 人	327,773 円	357,550 円	346,424 円	廃棄物処理業従業員	47.7 歳	314,900 円	1.1
北海道	57.1 歳	106 人	319,700 円	348,495 円	335,594 円				
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	－ 円	330,553 円				
類似団体	53.0 歳	31 人	316,762 円	372,923 円	354,212 円				

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C／D
小樽市	5,067,179 円	－	－
うち運転手	6,903,215 円	2,574,600 円	2.7
うち用務員	4,517,251 円	3,297,300 円	1.4
うち清掃作業員	5,569,105 円	4,376,300 円	1.3

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和３～令和５年の３か年平均）
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を１２倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職（指導主事及び社会教育主事）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小樽市	46.5 歳	408,914 円	533,515 円
北海道	44.9 歳	373,800 円	424,160 円
類似団体	41.8 歳	322,833 円	385,640 円

（注）１　「平均給料月額」とは、６年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（６年４月１日現在）

区　分		小樽市	北海道	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	196,200 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	166,600 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	166,600 円	166,600 円	164,000 円
	中学卒	162,100 円	－	155,300 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（６年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	280,540 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	389,100 円
	高校卒	235,733 円	(該当者なし) 円	365,550 円	371,750 円
技能労務職	高校卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	370,900 円	334,533 円
	中学卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円
教育職	大学卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円
	高校卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（６年４月１日現在）

区　分	標 準 的 な 職 務 内 容	職員数	職員数	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
8　級	複雑又は困難な業務を処理する部長職	3　人	0.5　%	410,300 円	470,000 円
7　級	部長職･複雑又は困難な業務を処理する部次長職	14　人	2.2　%	365,500 円	446,200 円
6　級	部次長職･複雑又は困難な業務を処理する課長職	69　人	10.7　%	323,100 円	411,300 円
5　級	課長職･特に複雑又は困難な業務を処理する係長職	114　人	17.6　%	295,400 円	394,000 円
4　級	複雑又は困難な業務を処理する係長職･複雑又は困難な業務を処理する主任職	100　人	15.5　%	271,600 円	382,000 円
3　級	係長職･主任職	152　人	23.5　%	240,900 円	351,000 円
2　級	高度の知識又は経験を必要とする主事	111　人	17.2　%	208,000 円	305,200 円
1　級	主事	83　人	12.8　%	162,100 円	249,400 円

（注）１　小樽市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

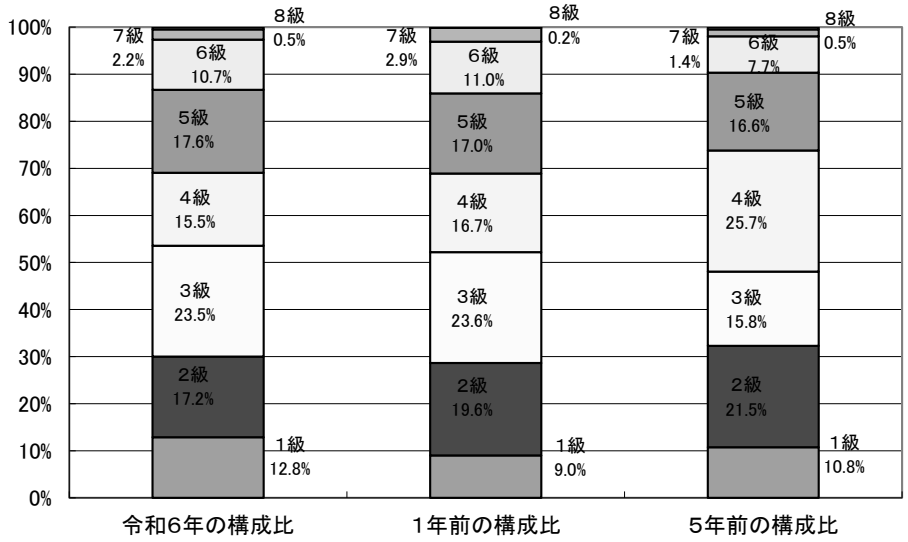

（注１）平成１９年度に９級制から８級制に変更している。（給与構造改革の導入にあわせ、旧給料表の３級と４級を統合等）
（注２）級別毎に小数点第２位を四捨五入しているため、構成比合計割合が１００％にならない場合もある。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））　（６年４月１日現在）

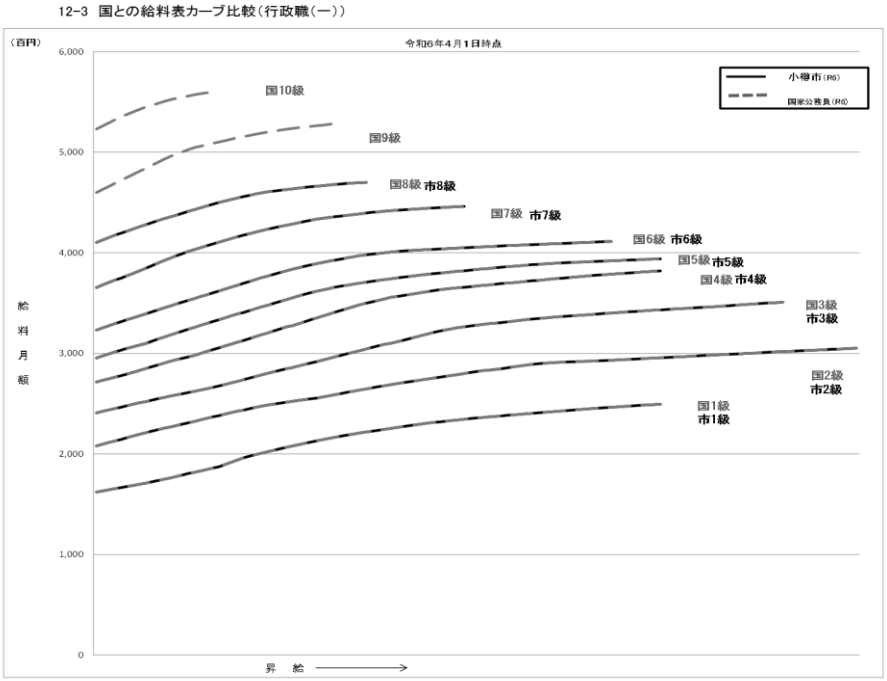

(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（小樽市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○			
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期			未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小樽市	北海道	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,451 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,682 千円	－
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への人事評価の活用状況（小樽市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○		
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期			未定	

(2) 退職手当（６年４月１日現在）

小樽市			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
なし			定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額	1,451 千円	20,835 千円	（2%～45%加算）		

（注）1　退職手当の１人当たり平均支給額は、５年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　2　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（６年４月１日現在）

支給実績(5年度決算)			70,305 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)			1,065,226 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
医師・歯科医師	16.0 %	67 人	16.0 %
東京事務所勤務の職員	20.0 %	1 人	20.0 %
札幌市内勤務の職員	3.0 %	1 人	3.0 %

(4) 特殊勤務手当（６年４月１日現在）

支給実績(5年度決算)	699,910 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	1,323,081 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)	21.4 %
手当の種類(手当数)	18

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(5年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急作業等手当	全職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川の堤防、道路その他の現場において行う巡回監視	－ 千円	1日につき 710円 ※著しく危険であると認められる区域で行われた場合にあっては、1,420円
		河川の堤防、道路その他の現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	－ 千円	1日につき 1,080円 ※著しく危険であると認められる区域で行われた場合にあっては、2,160円
		噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業	－ 千円	1日につき 1,080円 ※著しく危険であると認められる区域で行われた場合にあっては、2,160円
		異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると認められるもの	－ 千円	1日につき 840円 ※著しく危険であると認められる区域で行われた場合にあっては、1,680円
		上記に掲げる作業に相当すると認められるもの	－ 千円	上記に掲げる額に相当する額
危険業務手当	消防職員	消防職員が、警報発令下におけるその異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所若しくはその周辺において放水、人命救助、破壊、機関操作、吸水若しくは救急活動に従事する勤務又は消防組織法(昭和22年法律第226号)第44条第5項に基づく指示を受けて出勤した緊急消防援助隊の活動(当該緊急消防援助隊が同法第44条の3第1項の規定による指示を受けて出勤した場合の活動を含む。)に従事する勤務	104 千円	1日につき 840円
危険業務手当	消防職員以外	前号に掲げる職員以外の職員が、警報発令下におけるその異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれがある箇所又は発生した箇所において、その応急作業に従事する勤務	0 千円	1日につき 730円
危険業務手当	建設部職員	建設部に所属する職員が、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業その他の作業で総務部長が定めるものに従事する勤務	33 千円	1日につき 300円
困難業務手当	消防職員	消防職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる通信指令業務に従事する勤務でその勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	0 千円	勤務1回につき 1,100円
		消防職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる通信指令業務に従事する勤務でその勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるとき	1,130 千円	勤務1回につき 730円
		消防職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる通信指令業務に従事する勤務でその勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が2時間未満であるとき	0 千円	勤務1回につき 410円
医師業務手当	医師又は歯科医師	医療職給料表の適用を受ける者が従事する勤務	1,200 千円	1月につき 50,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(5年度決算)	左記職員に対する支給単価
調査研究手当	保健所長である医師	業務に必要な調査研究に従事する勤務	1,800 千円	1月につき 150,000円
	保健所長以外の医師又は歯科医師	業務に必要な調査研究に従事する勤務	600 千円	1月につき 50,000円
保健所 診療業務手当	保健所長である医師	保健所における診療業務に従事する勤務	0 千円	1月につき 150,000円
	保健所長以外の保健所医師又は歯科医師	保健所における診療業務に従事する勤務	600 千円	1月につき 50,000円
週休日等通勤費 (企業職員以外)	交通機関での通勤者(通勤手当として定期代相当額を支給されているものを除く。)	週休日又は休日に勤務命令を受けて勤務する際の交通費	41 千円	交通費実費
新型コロナウイルス感染症対策手当	保健所職員又は消防職員	新型コロナウイルス感染症対策として市民を保護するために緊急に行われた措置に係る作業	12,129 千円	1日につき 3,000円
企業職員 有害業務手当	病院の診療放射線技師又はエックス線助手	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事する勤務	1,806 千円	1月につき 7,000円
企業職員 看護職員等 処遇改善手当	病院の助産師、看護師又は准看護師	病院に勤務する医療職給料表(3)の適用を受ける者が看護業務に従事した場合	45,870 千円	1月につき 11,000円 ※5年9月までは 1月につき3,600円
企業職員 困難業務手当	病院の助産師、看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	9,293 千円	勤務1回につき 7,300円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が4時間以上であるとき	5,666 千円	勤務1回につき 3,550円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるとき	4,942 千円	勤務1回につき 3,100円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	医療職給料表(1)の適用を受ける者が調査研究に従事する勤務	363,806 千円	管理者が定める額
企業職員(病院) 週休日等通勤費	交通機関での通勤者(通勤手当として定期代相当額を支給されているものを除く。)	週休日又は休日に勤務命令を受けて勤務する際の交通費	24 千円	交通費実費
企業職員 新型コロナウイルス感染症対策手当	病院局職員	新型コロナウイルス感染症対策としての診療、看護、検体採取、検体検査、病室の清掃・消毒等に従事した場合	2,523 千円	1日につき 3,000円
	医師又は看護師	新型コロナウイルス感染者等に対して長時間にわたり接して行う業務に従事した場合	1,992 千円	1日につき 4,000円
企業職員 医事手当	医師又は歯科医師	病院に勤務する医師が診療に従事した場合	246,352 千円	管理者が定める額
企業職員 危険業務手当	水道局職員	警報発令下におけるその異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれがある箇所又は発生した箇所において、その応急作業に従事する勤務	0 千円	1日につき 730円
企業職員 不快業務手当	水道局職員	下水道マンホール内において汚泥処理作業に従事する勤務	0 千円	1日につき 400円
企業職員(水道) 週休日等通勤費	交通機関での通勤者(通勤手当として定期代相当額を支給されているものを除く。)	週休日又は休日に勤務命令を受けて勤務する際の交通費	0 千円	交通費実費

※再任用短時間勤務職員の月額手当・日額手当は、勤務時間に応じて割り落とした額となる。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	459,382 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	317 千円
支給実績(4年度決算)	408,872 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	287 千円

(注) 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（６年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	①子以外　月額 6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあっては3,500円、医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものにあっては支給しない。） ②子　　月額 10,000円 （16歳から22歳まで　1人5,000円加算）	同	－	157,121　千円	231,061　円
住居手当	借家の場合、月額 12,000円を超える家賃を支払っているときに限り一定の計算方法による額（上限 月額 27,000円）	異	国 手当の計算方法や上限額等が異なる	174,240　千円	304,084　円
通勤手当	片道の通勤距離が2km以上で、交通機関・用具を利用する職員に支給	同	－	128,321　千円	124,462　円
管理職手当	課長職以上の管理職に支給 ①部長職　　月額 78,000円 ②次長職　　月額 62,000円 ③課長職　　月額 46,000円	異	国 定額制だが支給額が異なる	143,941　千円	499,795　円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間帯に勤務した場合に、1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給	同	－	11,670　千円	243,120　円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた場合、1時間当たりの給与額に100分の25の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給	同	－	57,367　千円	153,799　円
宿日直手当	あらかじめ割り振られた正規の勤務時間以外の時間や休日に宿直や日直の勤務を行った場合に支給 ①通常の宿日直 1回4,400円（半日直2,200円） ②病院において入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直 1回21,000円 ③緊急医療従事及び器具等監視 1回6,000円（半日直3,000円） ④常直的な宿日直勤務 月額22,000円 （勤務日数が月の2分の1以下の場合 月額11,000円）	同	－	53,602　千円	425,413　円
寒冷地手当	11月～3月の各月の初日に在職する職員に対して、その世帯区分に基づき支給 ①世帯主　月額 23,360円 ②準世帯主　月額 13,060円 ③非世帯主　月額 8,800円 ④その他　支給なし	同	－	137,399　千円	83,500　円
単身赴任手当	勤務異動に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす場合支給 30,000円に交通距離に応じて加算する額（上限70,000円）を月額として支給	同	－	0　千円	0　円

※「4　職員の手当の状況」に記載している決算額は全会計（病院事業会計・上水道事業会計・下水道事業も含む）を合計したものです。

５　特別職の報酬等の状況（６年４月１日現在）

区分		給料月額等		
			（参考）類似団体における最高／最低額	
給料	市長	884,700 円 （983,000 円）	1,030,000 円／	686,000 円
	副市長	744,480 円 （792,000 円）	880,000 円／	680,000 円
報酬	議長	534,000 円	760,000 円／	450,000 円
	副議長	482,000 円	670,000 円／	400,000 円
	議員	441,000 円	620,000 円／	377,000 円
期末手当	市長 副市長	（5年度支給割合） 4.50　月分		
	議長 副議長 議員	（5年度支給割合） 4.50　月分		
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	市長	給料月額×支給率（540/100）×勤続年数	19,109,520	任期毎
	副市長	給料月額×支給率（450/100）×勤続年数	13,400,640	任期毎

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門		区分	職員数 令和6年	職員数 令和5年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	10	10	0	
		総務	165	157	8	業務増
		税務	70	68	2	欠員補充
		労働	2	2	0	
		農林水産	9	11	▲ 2	業務の統廃合縮小
		商工	31	30	1	欠員補充
		土木	139	137	2	欠員補充
		民生	202	200	2	業務増
		衛生	91	90	1	業務増
		小計	719	705	14	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 67.51人 （類似団体の人口1万当たりの職員数 48.35人）
	教育部門		104	103	1	欠員補充
	消防部門		244	241	3	欠員補充
	小計		1,067	1,049	18	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 100.18人 （類似団体の人口1万当たりの職員数 62.69人）
公営企業等会計部門	病院		561	539	22	欠員補充
	水道		54	55	▲ 1	業務の統廃合縮小
	下水道		23	23	0	
	その他		60	62	▲ 2	業務の統廃合縮小
	小計		698	679	19	
合計			1,765 ［ 2,519 ］ 消防団を除くと2,005	1,728 ［ 2,519 ］ 消防団を除くと2,005	37 ［ 0 ］	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 165.72人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　［　　］内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（６年４月１日現在）

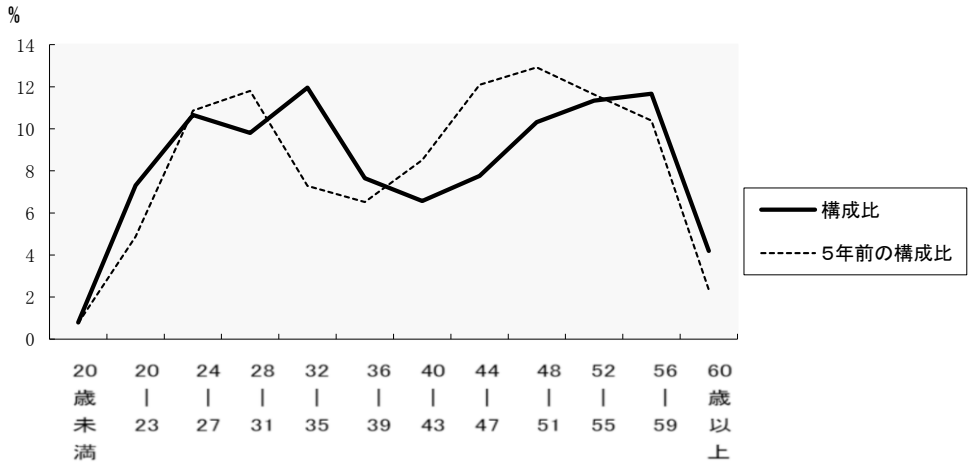

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 14	人 129	人 188	人 173	人 211	人 135	人 116	人 137	人 182	人 200	人 206	人 74	人 1,765

(3) 職員数の推移

（単位 ： 人・%）

部門別＼年度	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数（率）	
一般行政	686	694	688	684	705	719	33	(4.8%)
教育	104	103	101	102	103	104	0	(0.0%)
消防	249	251	249	242	241	244	▲ 5	(▲2.0%)
普通会計	1,039	1,048	1,038	1,028	1,049	1,067	28	(2.7%)
公営企業等会計計	664	672	669	666	679	698	34	(5.1%)
総合計	1,703	1,720	1,707	1,694	1,728	1,765	62	(3.6%)

（注）　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

７　公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 4年度の総費用に占める職員給与費比率
5年度	千円 2,324,329	千円 249,453	千円 257,551	% 11.1	% 10.4

（注）　資本勘定支弁職員に係る職員給与費44,257千円を含まない。

区分	職員数 A	給　与　費				一人当たり給与費　B／A	(参考)市町村(政令指定都市を除く)平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B		
5年度	55	千円 190,698	千円 37,085	千円 72,315	千円 300,098	千円 5,456	千円 6,118

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数については、令和６年３月３１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員及び暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ　特記事項

平成１６年度から段階的に給料月額の独自削減を実施し、平成２６年度は職務の級に応じて１．５％から２．５％の独自削減を行い、平成２７年度に独自削減を解消しました。また、給料月額を基礎として計算される手当（退職手当を除く）にも独自削減を反映していたところです。管理職手当についても、平成９年１０月から一部削減しており、平成２６年度は部長職と次長職は６．５％、課長職は４．０％を本来の額から減額し、平成２７年度に削減を解消しました。特殊勤務手当は平成１９年度から大幅に見直し１５種類から４種類へ削減、さらに平成２１年度に１種類削減し、３種類となっています。

期末勤勉手当について、令和６年度は支給率を年間４．６０か月としています。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（６年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
小　樽　市	42.7　歳	296,502　円	462,003　円
団 体 平 均	45.8　歳	337,221　円	508,691　円
事　業　者			

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

小　樽　市	市町村（一般行政職･団体平均等）
1人当たり平均支給額(5年度) 1,333　千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,505　千円
(5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分　(1.375)　月分 勤勉手当　2.05　月分　(0.975)　月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20%	

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（６年４月１日現在）

小　樽　市			市町村（一般行政職･団体平均等）		
(支給率)	自己都合	勧奨･定年	(支給率)	自己都合	勧奨･定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続35年	月分	月分
最高限度	47.709　月分	47.709　月分	最高限度	月分	月分
その他の加算措置 なし			その他の加算措置 なし		
1人当たり平均支給額		12,883　千円	1人当たり平均支給額		11,057　千円

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、５年度に退職した職員に支給された平均額である。
２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（６年４月１日現在）

支給実績(5年度決算)		0　千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		0　円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
支給対象者なし	0　%	0　人	0　%

エ　特殊勤務手当（６年４月１日現在）

支給実績(5年度決算)		0		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		0		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		0.0		%
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(5年度分)	左記職員に対する支給単価
危険業務手当	水道局職員	警報発令下におけるその異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれがある箇所又は発生した箇所において、その応急作業に従事する勤務	0 千円	1日につき730円
不快業務手当	水道局職員	下水道マンホール内において汚泥処理作業に従事する勤務	0 千円	1日につき400円
週休日等通勤費	交通機関での通勤者(通勤手当として定期代相当額を支給されているものを除く。)	週休日又は休日に勤務命令を受けて勤務する際の交通費	0 千円	交通費実費

オ　時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	14,294　千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	311　千円
支給実績(4年度決算)	11,162　千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	248　千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（６年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)
扶養手当	①子以外　月額 6,500円(企業職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあっては3,500円) ②子　　月額 10,000円 (16歳から22歳まで　1人5,000円加算)	同	－	3,560　千円	148,330　円
住居手当	借家の場合、月額 12,000円を超える家賃を支払っているときに限り一定の計算方法による額(上限 月額 27,000円)	同	－	6,291　千円	314,573　円
通勤手当	片道の通勤距離が2km以上で、交通機関・用具を利用する職員に支給	同	－	4,248　千円	236,022　円
管理職手当	課長職以上の管理職に支給 ①部長職　　月額 78,000円 ②次長職　　月額 62,000円 ③課長職　　月額 46,000円	同	－	6,096　千円	677,333　円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間帯に勤務した場合に、1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給	同	－	※時間外手当に含む	
寒冷地手当	11月～3月の各月の初日に在職する職員に対して、その世帯区分に基づき支給 ①世帯主　月額 23,360円 ②準世帯主　月額 13,060円 ③非世帯主　月額 8,800円 ④その他　支給なし	同	－	3,948　千円	82,252　円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 4年度の総費用に占める職員給与費比率
5年度	千円 3,365,455	千円 15,536	千円 70,656	% 2.1	% 2.2

（注）　資本勘定支弁職員に係る職員給与費49,127千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A	(参考)市町村(政令指定都市を除く)平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B		
5年度	21	千円 75,278	千円 15,158	千円 29,347	千円 119,783	千円 5,704	千円 6,023

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数については、令和６年３月３１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員及び暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ　特記事項

平成１６年度から段階的に給料月額の独自削減を実施し、平成２６年度は職務の級に応じて１．５％から２．５％の独自削減を行い、平成２７年度に独自削減を解消しました。また、給料月額を基礎として計算される手当（退職手当を除く）にも独自削減を反映していたところです。管理職手当についても、平成９年１０月から一部削減しており、平成２６年度は部長職と次長職は６．５％、課長職は４．０％を本来の額から減額し、平成２７年度に削減を解消しました。特殊勤務手当は平成１９年度から大幅に見直し１５種類から４種類へ削減、さらに平成２１年度に１種類削減し、３種類となっています。

期末勤勉手当について、令和６年度は支給率を年間４．６０か月としています。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（６年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
小　樽　市	47.2　歳	311,769　円	482,510　円
団 体 平 均	44.5　歳	334,536　円	501,579　円
事　業　者			

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

小　樽　市	市町村（一般行政職･団体平均等）
1人当たり平均支給額(5年度) 1,397　千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,488　千円
(5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分　(1.375) 月分 勤勉手当　2.05　月分　(0.975) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20%	

（注）　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（６年４月１日現在）

小　樽　市			市町村（一般行政職･団体平均等）		
(支給率)	自己都合	勧奨･定年	(支給率)	自己都合	勧奨･定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続35年	月分	月分
最高限度	47.709　月分	47.709　月分	最高限度	月分	月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
なし			なし		
1人当たり平均支給額		12,883　千円	1人当たり平均支給額		4,406　千円

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、５年度に退職した職員に支給された平均額である。
２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（６年４月１日現在）

支給実績(5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
支給対象者なし	0 %	0 人	0 %

エ　特殊勤務手当（６年４月１日現在）

支給実績(5年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(5年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険業務手当	水道局職員	警報発令下におけるその異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれがある箇所又は発生した箇所において、その応急作業に従事する勤務	0 千円	1日につき730円
不快業務手当	水道局職員	下水道マンホール内において汚泥処理作業に従事する勤務	0 千円	1日につき400円
週休日等通勤費	交通機関での通勤者(通勤手当として定期代相当額を支給されているものを除く。)	週休日又は休日に勤務命令を受けて勤務する際の交通費	0 千円	交通費実費

オ　時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	6,339 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	334 千円
支給実績(4年度決算)	3,452 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	173 千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（６年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)
扶養手当	①子以外　月額 6,500円(企業職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあっては3,500円) ②子　月額 10,000円 (16歳から22歳まで　1人5,000円加算)	同	－	3,288 千円	252,923 円
住居手当	借家の場合、月額 12,000円を超える家賃を支払っているときに限り一定の計算方法による額(上限 月額 27,000円)	同	－	1,770 千円	252,857 円
通勤手当	片道の通勤距離が2km以上で、交通機関・用具を利用する職員に支給	同	－	915 千円	183,043 円
管理職手当	課長職以上の管理職に支給 ①部長職　月額 78,000円 ②次長職　月額 62,000円 ③課長職　月額 46,000円	同	－	1,104 千円	368,000 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間帯に勤務した場合に、1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給	同	－	※時間外勤務手当に含む	
寒冷地手当	11月～3月の各月の初日に在職する職員に対して、その世帯区分に基づき支給 ①世帯主　月額 23,360円 ②準世帯主　月額 13,060円 ③非世帯主　月額 8,800円 ④その他　支給なし	同	－	1,742 千円	91,679 円

（３）病院事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 4年度の総費用に占める職員給与費比率
5年度	千円 12,976,524	千円 △ 972,821	千円 4,207,707	% 32.4	% 34.2

区分	職員数 A	給　与　費				一人当たり給与費　B／A	(参考)市町村(政令指定都市を除く)平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B		
5年度	557	千円 2,081,746	千円 1,292,446	千円 833,515	千円 4,207,707	千円 7,554	千円 7,251

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数については、令和６年３月３１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員及び暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ　特記事項

医師以外の一般職においては、平成１６年度から段階的に給料月額の独自削減を実施し、平成２６年度は職務の級に応じて１．５％から２．５％の独自削減を行い、平成２７年度に独自削減を解消しました。また、給料月額を基礎として計算される手当（退職手当を除く）にも独自削減を反映していたところです。管理職手当についても、平成９年１０月から一部削減しており、平成２６年度は部長職と次長職は６．５％、課長職は４．０％を本来の額から減額し、平成２７年度に削減を解消しました。特殊勤務手当は平成１９年度から大幅に見直しましたが、医師確保の観点から、平成２２年度より１８種類としたほか、看護師等に支給される特殊勤務手当について、平成３０年４月から勤務１回当たりの支給額を増額しました。また、令和２年度に新設した新型コロナウイルス感染症対策に従事した場合の特殊勤務手当については、令和５年１０月１日に廃止しました。

期末勤勉手当について、令和６年度は支給率を年間４．６０か月としています。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（６年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
小　樽　市	39.9　歳	327,149　円	629,519　円
うち医師	45.2　歳	576,669　円	1,617,732　円
うち看護師	39.2　歳	295,741　円	507,214　円
うち事務職員	41.3　歳	314,523　円	520,664　円
団 体 平 均	43.2　歳	335,999　円	600,119　円
うち医師	43.4　歳	567,868　円	1,407,938　円
うち看護師	41.3　歳	303,695　円	498,220　円
うち事務職員	46.4　歳	323,562　円	507,447　円
事　業　者			

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

小　樽　市	市町村（一般行政職･団体平均等）
1人当たり平均支給額(5年度) 1,496　千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,492　千円
(5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 医師　2.45　月分　2.05　月分 医師以外　2.45　月分　2.05　月分 (1.375) 月分　(0.975) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20%	

（注）　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（６年４月１日現在）

小樽市			市町村（一般行政職･団体平均等）		
（支給率）	自己都合	勧奨･定年	（支給率）	自己都合	勧奨･定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	月分	月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	月分	月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
なし			なし		
1人当たり平均支給額		1,893 千円	1人当たり平均支給額		3,444 千円

（注）1　退職手当の１人当たり平均支給額は、５年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　2　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（６年４月１日現在）

支給実績(5年度決算)			62,379 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)			974,662 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
医師	16 %	65 人	%

エ　特殊勤務手当（６年４月１日現在）

支給実績(5年度決算)	682,274 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	1,705,685 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)	71.8 %
手当の種類(手当数)	7

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(5年度決算)	左記職員に対する支給単価
企業職員 有害業務手当	病院の診療放射線技師又はエックス線助手	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事する勤務	1,806 千円	1月につき 7,000円
企業職員 看護職員等 処遇改善手当	病院の助産師、看護師又は准看護師	病院に勤務する医療職給料表(3)の適用を受ける者が看護業務に従事した場合	45,870 千円	1月につき 11,000円 ※5年9月までは 1月につき3,600円
企業職員 困難業務手当	病院の助産師、看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	9,293 千円	勤務1回につき 7,300円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が4時間以上であるとき	5,666 千円	勤務1回につき 3,550円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるとき	4,942 千円	勤務1回につき 3,100円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	医療職給料表(1)の適用を受ける者が調査研究に従事する勤務	363,806 千円	管理者が定める額
企業職員 週休日等通勤費	交通機関での通勤者(通勤手当として定期代相当額を支給されているものを除く。)	週休日又は休日に勤務命令を受けて勤務する際の交通費	24 千円	交通費実費
企業職員 新型コロナウイルス感染症対策手当	病院局職員	新型コロナウイルス感染症対策としての診療、看護、検体採取、検体検査、病室の清掃･消毒等に従事した場合	2,523 千円	1日につき 3,000円
	医師又は看護師	新型コロナウイルス感染者等に対して長時間にわたり接して行う業務に従事した場合	1,992 千円	1日につき 4,000円
企業職員 医事手当	医師又は歯科医師	病院に勤務する医師が診療に従事した場合	246,352 千円	管理者が定める額

オ　時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	224,987 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	551 千円
支給実績(4年度決算)	180,426 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	435 千円

（注）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ　その他の手当（６年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （5年度決算）
扶養手当	①子以外　月額 6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあっては3,500円、医療職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものにあっては支給しない。） ②子　　月額 10,000円 （16歳から22歳まで　1人5,000円加算）	同	－	42,539　千円	27,649　円
住居手当	借家の場合、月額 12,000円を超える家賃を支払っているときに限り一定の計算方法による額（上限 月額 27,000円）	同	－	55,912　千円	308,905　円
通勤手当	片道の通勤距離が2km以上で、交通機関・用具を利用する職員に支給	同	－	46,915　千円	156,905　円
管理職手当	課長職以上の管理職に支給 ①部長職　　月額 78,000円 ②次長職　　月額 62,000円 ③課長職　　月額 46,000円	同	－	36,821　千円	694,736　円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間帯に勤務した場合に、1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給	同	－	※時間外勤務手当に含む	
寒冷地手当	11月～3月の各月の初日に在職する職員に対して、その世帯区分に基づき支給 ①世帯主　月額 23,360円 ②準世帯主　月額 13,060円 ③非世帯主　月額 8,800円 ④その他　支給なし	同	－	41,354　千円	77,587　円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた場合に、1時間当たりの給与額に100分の25の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給	同	－	45,664　千円	207,566　円
宿日直手当	あらかじめ割り振られた正規の勤務時間以外の時間や休日に宿直や日直の勤務を行った場合に支給 ①通常の宿日直勤務　1回につき 4,400円（半日直の場合は、2,200円） ②病院において入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務　1回につき21,000円 ③病院における緊急の医療従事や機器等の監視などを伴う宿日直勤務　1回につき6,000円（半日直の場合は、3,000円） ④常直的な宿日直勤務　月額22,000円（ただし、勤務日数が月の2分の1以下の日数の場合は、11,000円）	同	－	53,602　千円	425,413　円